平成２５年（フ）第５２５８号
東京都練馬区関町北５丁目６－９－101
債務者　小川　美香
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２１４号
東京都江戸川区船堀１丁目５－13－405
債務者　林　　伸夫
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２１５号
東京都台東区浅草５丁目49－２－304
債務者　南　　宗孝
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３１２号
東京都新宿区新宿７丁目27－33－103
債務者　崔　　賢淑
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３７３号
神奈川県相模原市中央区宮下本町１丁目26－20
債務者　中野　裕美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４４号
静岡県浜松市南区飯田町648番地パーネルコートＣ101
債務者　鈴木　裕之
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２３号
さいたま市大宮区北袋町２丁目167番地２フォレストヴィラ参番館103号
破産者　株式会社ＳＥＬＰＯＲＴ
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
東京都台東区浅草橋４丁目２番４号
破産者　ニューロ株式会社
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
神奈川県逗子市桜山２丁目９番27号
破産者　株式会社産設根
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１４６号
富山県高岡市泉町10番14号
破産者　安藤建設有限会社
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２４０６号
名古屋市瑞穂区柳ケ枝町２丁目26番地の２
破産者　株式会社中京イシダ
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６４号
名古屋市緑区徳重２丁目1601番地
破産者　日本工業貿易株式会社
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４１号
三重県四日市市楠町北五味塚1253番地
破産者　北進工業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
三重県四日市市茂福町18－13、住民票上の住所名古屋市熱田区西野町１丁目26番地　エコーハイム日比野704号
破産者　松本　祐二
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１７８５号
大阪府吹田市高浜町５番２号、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市南高浜町20番21号
破産者　株式会社ゆりかご
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１８８号
大阪府箕面市白島３丁目７番９号
破産者　株式会社スペース工房彩彩
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１９９号
堺市北区長曾根町3070番地２
破産者　株式会社ヴェントゥーノ
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５９号
大阪市平野区平野市町１丁目１番17号
破産者　株式会社ジェネシス
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９号
兵庫県川西市下加茂２丁目34番５号
破産者　有限会社山内自動車工業所
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部